

◎岡山県告示第三百五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項に規定する指定区域として次のとおり指定する。

なお、指定区域の台帳は、岡山県環境文化部循環型社会推進課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地の区域

産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

(1) 高梁市高倉町田井字辰野三一一四番一の一部、同字ヒキノコ三一一九番の一部、三一一九番一の一部、同字ヒキノ子三六四二番一の一部

(2) 高梁市高倉町田井字向谷一八六八番

二 備考

1 指定区域の位置の詳細は省略し、指定区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一の区域については、平成二十六年三月三十一日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。